

《令和4年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について》

中国新聞： 中国新聞の長久といたします。よろしくお願ひします。生徒指導上の諸課題の推移のところ、暴力行為の発生件数が目立って伸びていることについてお聞きします。令和3〔年度〕から4〔年度〕にかけてもそうですし、令和2年〔度〕から3〔年度〕にかけてもかなり伸びていますけれども、先ほど幅広く計上というふうにおっしゃったんですけれども、これは何か、取る対象を広げたという意味でしょうか。それはいつから広げているのか、その辺の認識というか、集計方法についてお聞かせください。

教育長： こちらは特に集計方法は変えてないと思いますので、認識だと思っております。担当課の方からお答えします。

広島県が心と身体育成課長： 様々な事案の中でも、特に暴力行為については、先ほど説明があったような、筆箱を床に叩きつけるでありますとか、感情のコントロールができずに友人の教材を破ってしまうというような、そういった軽微なものから、身体接触を伴うものまで、幅広く暴力行為というものを定義していますので、調査の定義に照らして回答をしていただいているものを計上しているという現状でございます。

中国新聞： 定義が何か変わったわけではなくて、調査上の認識というか、より幅広く取っていかうというような考えにされているということですか。

教育長： そうですね。先生方の認識が、ちょっと昔であれば軽微なものがですね、これも暴力行為だというふうに捉えて、計上していただいているものだと思っております。

中国新聞： それは令和4年度分から、いつからと言いくいかもしいですけど、その辺はどういうふうな推移なんでしょうか。

広島県が心と身体育成課長： こういった調査を繰り返していきながら、これまでもそういった課題を、学校等に指導・周知していく中で、先生方・学校の感度が高まってきたというところが一つの要因には考えられるというふうに捉えております。

教育長： ただ、しかしながらですね、友人関係とか、家庭環境とか、いろんな人間関係がぶつかる中でですね、言葉で言うんじゃないで、こう、手が出ちゃうとか、感情コントロールできないってところは、これはやはり重く受けとめて、「手出しちゃいけないよ」とかですねそういう指導にしていかなければならないかなというふうに思っております。

中国新聞： 調査結果に対する認識として、そういう感情コントロールできないような子が、以前に比べて増えているのか、その辺についてはどのように見てらっしゃるんでしょうか。

広島県が心と身体育成課長： 市町教育委員会からのこういった暴力行為の要因というのを聞き取りをする中では、感情のコントロールっていうキーワードは多数挙げられておるという現状でございます。

中国新聞： わかりました。あと暴力行為、それからいじめ、不登校といろいろある中で、新型コロナウイルス禍の影響というのが、これらにどの程度影響を及ぼしているのか、その辺りちょっと総論的になるかもしれませんが、お聞きさせていただきます。

教育長： はい。いじめにしても不登校にしても、暴力行為にしても、それぞれ分析していかなければいけませんけれども、例えば不登校で言いますと、その要因としてはですね、新型コロナウイルス感染症もあるかもしれませんが、調査上ですね、無気力・不安、それから、友人関係。これはいじめを除きます。友人関係のちょっとしたトラブル、それから、家庭の状況などが挙げられますけれども、ただ、どうして無気力になったのかどうして不安を感じるのかっていうところは、新型コロナウイルス感染症の影響もあるかもしれませんが、ないかもしれません。ないとは言いきれないと思います。それから、世の中が今大きく変化しておりますので、そういった意味で学校の在り方についても考えていくべきところもあるかもしれません。ただしかし、これにつきましては、広島県の学校、見ておりま

すと、個別最適な学びとか協働的な学び、いわゆる今までの画一・一斉授業じゃなくって、そういう、これからのこのクリエイティブな学びっていうのを、各学校の先生方が、例えば異年齢学級を取り入れていただいているとか、あゆみの在り方を検討するとか、そういうところで検討していただいていますし、あと私もSSR、スペシャルサポートルーム、それからスクールSが、かなり大きいと思っております。それから義務教育指導課の方で、特別支援学級の自閉情緒クラスに特化して、ここも指導主事が定期的に訪問をして、この特別支援の考え方を特別支援学級だけに捉えるわけじゃなく、あるいは、スペシャルサポートルームだけに捉えるんじゃないで学校全体でインクルーシブ、いろんな人を認めていこうよ、いろんな多様な考えを、みんな先生も子供も、保護者も地域もみんなで持っていこうよっていうこういう取り組みをやった結果、結果として不登校が解消されたり、あるいは子供たちがインクルーシブな考え方になっていくというようなこともございます。これはもう、1個何かやったから良いっていうわけではなくて、何て言うんですかね。いろいろなことをトライしながら、例えば叡智学園はIBっていうカリキュラムを入れておりますし、あるいは常石ともに学園なんかはイェナプランっていうのをに入れて、そういうことを入れていながら、各学校が、いろいろトライアンドエラーをしていただいているからこそ、少しずつ、いわゆる今までの画一・一斉授業というのが変わってきているのかなっていうふうに思っております。こういうことでやっていく、トライをしていくしかないかなというふうに思っております。

毎日新聞： 毎日新聞の矢追と申します。最初の質問に関係するんですけど、幅広で見ていくっていう。教員の方々が慣れていく中で計上が増えていくんじゃないかというお話だったんですけども。そういういえる根拠っていうのはあるんですか。要するに、単純に先ほどおっしゃったように、やっばちょっと最近世界情勢もいろいろありますしそういう中でコロナもあるでしょうし、単純に増えているってことはないんですか。どっちが主因なんですか。その主因といえる要素は何かありますか、根拠は。

土曜が中心と身体育成課課長： この調査に回答した後に、例えば、県立学校や市町教育委員会は、暴力行為などの調査項目について要因を分析したものを御報告いただくようになっております。数字の背景にあるものをしっかりと分析したものを、今後、国の方に計上していく、そこで我々も要因を把握して、分析をさせていただく、こういった流れになっておりますので、先ほどお答えしたような状況になるのかなと考えております。

毎日新聞： 要するに年を経るごとに軽微なものが増えていると、こういうふうに言ったらいいんですか。その、軽微なものが増えているっていうデータはあるんですか。それちょっと主観じゃないかなと思って。あくまでもこれ会見なんで、もうちょっとそこを丁寧にですね、我々が「考え方や捉え方の幅が広がったために数が増えた」というふうには書きちゃうと、本当にそうなんじゃないかなって、何かこう根拠みたいなのが欲しいなと思ったんです。

土曜が中心と身体育成課課長： 現時点でお伝えできるのはですね、市町教育委員会からの聞き取りによるとっていうところで、先ほどお伝えしたところになるのかな。あとはちょっと調査の内容に関わってくるところでございます。

毎日新聞： 現場の人はそう感じているっていうようなことですかね、今の話は。ありがとうございます。

教育長： そうですねこれ、「ここから上が軽微なもの」「ここから下が軽微です」というようなこともちょっと言い切れない。一つ一つ見ていかなければ言い切れない部分もありますので、御指摘の通り、必ずしも調査のこれを1として出すかどうかっていう、これだけではないと思っています。やはり、不登校の要因にもなっていますけれども、無気力とかあるいは不安とか、これは大人の中でも、やっばり今ちょっと不安に思ったりしている人が、増えているのと同じで、ましてや、やっばり子供なんかはそれを、親がそうであったり先生がそういうふうには思

うと、敏感に感じるでしょうから、そういったことはあるかと思います。だからこそ、子供にとってはですね、自分の居場所っていうか、学校の中とか家庭とか、安心してそこで過ごせる場所っていうのが必要だというふうに思います。これも、子供だけじゃなくて大人もそうだと思いますけれども。

毎日新聞： ありがとうございます。何でそれを申し上げたかっていうと、先ほどの質問にもありましたけど、こういうコロナもあってですね、世界情勢の変化もあって実際計上の仕方・認識が変わったから増えているんだということと、実際、実態としてもし増えているとするならば、対応の仕方がちょっと変わってくるのかなというふうに思いました、それこそ軽微なものを数えるから増えたんだっていうと前からそうだったということになりますし。前からそうだったんだったら減るはずなのに、どうしてそうなるのかっていうようなことも考えられると思うんですね。

教育長： そうですね。

毎日新聞： 認識が増えて、認識されて増えるのと、認識してない、していたけども計上してないんだったら総数として減っていくはずなので。そうならないっていうのは単純に増えているという何か別の要因があるんじゃないかとも感じたので、そこを無視すると、正しいといえますか、効果的な対応っていうのが、できなくなる可能性もちょっとあるのかなと思って。その辺りちょっと、今の話、要因がまさに暴力行為については幅広く捉えるようになっていうお話だったので、それ以外に要因を捉えるとするならば、どういうところであって、今後どういうところに目を向けて対応していくかというのをもう一度ちょっとお願いできますか。

教育長： はい。ちょっとデータをつぶさに見ているわけではないですけども、今おっしゃったように、軽微なものを入れるということだけではなくですね、やはりコロナの影響、それから、もしかしたら、発達障害的なところとか、あるいは言葉よりも手が出てしまうとか、いわゆるキレてしまうっていうような、そういう事象が増えているのかもしれない。これはもう一つ一つ見ていくしかないですし、子供の実態がやっぱりこう様々、多様になってきていますので、この部分を私ども大人としては、どういうふうに対応していくかっていうことを、また豊かな心と身体育成課の方でも分析をしていきたいなというふうに思っております。

ちなみにですね、この私どものスクールSの200人は、データ上は不登校になっております。これはですね、文部科学省の方のデータが、いわゆる学校ではないところに通っているのかと。かといってやっぱり毎日来ている子もいるんですね。ですので、これは私個人の意見ですけども、その学校に行っているか行ってないかっていうことよりも、どっかと繋がっているか繋がっていないか。どことも繋がっていないお子さんが一番心配と思っていまして、学校とも、もちろんスクールSの方は連携しておりますし、だからこの200人がですね、私どものスクールSと繋がっているけど彼らは不登校のところ、あるいは長期欠席のところに入ってしまうというような事実もございますので、計上の仕方とか、あるいはいじめとか、暴力事案というのは、これがそうだっていうなこともないので、その辺りはもう少しデータをつぶさに見ていかなければいけないかなというふうに思っております。

《10月12日（木）に行われた廿日市市教育委員会による会見の内容について》

中国新聞： 中国新聞八百村と申します。よろしくお願ひします。昨日の話なんですけども、廿日市市教委の方で発表があったんですけども、今年9月に未成年淫行で逮捕された男性教諭が2019年の12月にも同様の事案をしており、それで市教委も把握していながら、県教委に報告する義務を怠っていたということがありました。それについてちょっと県教委の方で受けとめがあれば教えてください。

教育長： はい。まず県民の皆様のもので、教育行政に対する信頼を大きく損なうこと

でありまして、大変重く受けとめております。県教育委員会といたしましては、廿日市市教育委員会に対しまして、今後二度と今回のような事態を起こさないよう、文書によって指導することとしております。具体的な対応につきましては、この後ですね、教職員課長による会見において御説明をさせていただきたいと思っております。

中国新聞： ありがとうございます。ちょっとここで続いて聞いていいのかどうか分からないんですけども、現段階で県教委と市教委でその報告義務っていうのは、何か条例によるものであるのか、それとも内部の規定によるものであるのか、何か決まっているのでしょうか。

松下教職員課長： 教職員が非違行為を起こした場合に、報告義務があるという規定はございません。法令にも県の条例規則上にも記載はないですが、当然ながら県教育委員会は任命権を持っていて、懲戒権を有しております。懲戒処分の指針に該当する行為があった場合には、報告してもらわない限りですね、県教育委員会として、懲戒処分〔が〕できませんので、そういう意味で言えば当然のものと言えます。

中国新聞： ということは現段階では、無文書で規定はないんですけども、その信頼関係で成り立っていたという認識でいいのでしょうか。

松下教職員課長： 教職員が懲戒処分に相当する行為を起こした場合に、市町教育委員会で懲戒処分することはできませんので、当然ながら、信頼関係と言いますか、報告すべきものです。

中国新聞： 今回の件で、市教委が、その中でネグったということだったと思うんですけども、それでも規定とかなければ、もういくらでも他の例えば自治体でもできるような気もするんですけどその辺りはいかがでしょうか。

松下教職員課長： 報告しなければならぬといったものがないために、そういったところで言うと、今回のようなケースが起きてしまったというのがあるかもしれないのですが、繰り返しになってしまうんですけど、懲戒権を持っている県教育委員会に対してですね、職員が懲戒処分に相当する行為をすれば、報告しなければならぬという認識が〔市町教育委員会には〕ありますので、全国あるいは県内の市町教育委員会でも、その認識は当然持っているものです。

中国新聞： ありがとうございます。また、今回ですね、廿日市市教委の言い分として、御家族が公表されることを強く拒んだために、県教委の方に報告しなかったというふうに話しているんです。その件に関して例えば、御家族が公表を望まない場合っていうのは県教委としてはどのような扱い、受けとめをするのでしょうか。

松下教職員課長： 当然ながら、被害者に対して、二次被害の恐れがある場合というのは、県教育委員会で、懲戒処分した際にですね、その被処分者に関して、学校名や氏名を伏せて、懲戒処分を行ったという内容だけ公表させていただいております。被害者の情報については公にならないようにしております。

N H K： NHKの石田です。ちょっと引き続きこの廿日市の関連の問題でお伺いしたいんですけど、文書で指導すると今おっしゃったと思うんですけど、廿日市市教委ないし当時の教育長に対して、ちょっともういらっしゃらないのであれなんですけど、処分的なものを何か御検討されたりとか、そういったことはありえるのでしょうか。

松下教職員課長： 市の職員になりますので、県教育委員会が懲戒処分であったりとか、行政措置という権限を持っていませんので、この点については廿日市市教育委員会と今後しっかり連携しながら、一義的には廿日市教育委員会が決めることになると思いますけれども、その辺は連携していきたいと思っております。

N H K： 報告をしなかった廿日市市教委に対して何かこう、対応するっていう、処分とかっていうことである可能性あるんですか。

松下教職員課長： そういった、職員に対する処分ということではできませんので、また後程説明させていただきたいと思いますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に

基づいて、文書による指導をしたいと考えています。

西村秘書広報係長： すいません、廿日市市教委の質問については、この後教職員課長の記者レクを設けますので、その際に回答させていただきます。よろしく願います。

中国新聞： それをわかった上で、この件に関して、あくまで教育長の御認識という意味でお尋ねします。今回、一義的に報告を怠ったとされるのは、廿日市市教委側だとは思いますが、実際に報告しなかったとされる当時の教育長さんは県教委出身といいますか、県教委からしたらその任命した立場でもあるのかなと思います。それもあくまで前提として、今回の件に関して県教委として何か反省すべき点、課題と感じている点があるのかその辺り、教育長の御認識をお尋ねできればと思います。

教育長： はい。いずれにいたしましても、今回のことについては、やってはいけないことです。このことについては、もちろん大変重く受けとめておりますし、任命権者として責任を感じているところでございます。廿日市市教育委員会の昨日の会見において、県に報告しなかったということにつきましては、驚きましたし、本来であればやはり、いくらその家族の方には言ってくれると言われてたとしても、言わなければならない。きちっと報告していただいて、もちろんその個人情報に配慮をして、私どもとしては、きちっと懲戒処分の指針に照らし合わせてやるべきことでしたので、これをやはり言っていただくということをですね、当然、他のことについてはそうしていただいていると思いますけど、今回の件について、報告をするということについては、もちろん、各市町教育委員会に対して、次回ですね、集まりがございまして、そちらの方で、再度徹底をしたいと思っております。

中国新聞： 重ねて恐縮ですが、今回の報告の有無はさておきといいますか、わいせつ事案があったこと自体、それ自体が問題だと思うんですけども。県内では、過去10年間で最も多くなったんですかね。わいせつ事案が多発しているという中で再発防止策についても検討し、実施してきた中だと思います。そういった中で、こういうわいせつ事案が起きたことそれ自体については、どのように受けとめておられますか。

教育長： この度ですね教職員によるわいせつ行為事案が起こってしまったということにつきましては県民の皆様の信頼を大きく損なうものでありまして、大変申し訳なく思っております。このような事案を起こさないように、すべての教育関係者と連携して、不祥事防止対策、これを徹底するとともに今後どのような対策が可能か検討していきたいというふうに思っております。

#### 《給食調理業務が停止した県立高等学校寮について》

読売新聞： 読売新聞の豆塚です。ホーユーの関係で伺いたいんですけども、16日から再開されるということで、改めて現在の所感を伺いたいんですけども、これまでも対応について問題はなかったというふうにおっしゃっておられたと思うんですけども、とはいえ長期間給食が止まってしまったという事実もありまして、今後何か改善できる点ですとか、課題に感じられていることがあれば教えてください。

教育長： まずは提供が滞っていてですね、影響を受けた生徒、それから保護者の皆様に御心配をおかけしたことを申し訳なく思っております。寄宿舎で給食提供が停止した6校すべてにおいて、今週までに新たな給食事業者と契約を結びました。そのうち、今お話がございました、西条農業及び西城紫水の2校については10月16日月曜日から、それから三次、庄原格致、庄原実業、それから油木、この4校については、10月23日月曜日からそれぞれ給食の提供を再開できることとなったところでございます。9月の初旬からここまでですね、地元の事業者の方がお弁当等を御配慮いただいて、この長期間にわたって、地元の皆様、それから事業者の皆様から温かい御支援をいただいたことについて、改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

読売新聞： それとあわせて、問題ないというふうにおっしゃっていたと思うんですけども契約については、その認識が変わらないのかということと、ただ止まってしまったことに対して今後何か改善する点とか、課題に感じられている点あれば教えてください。

教育長： まず止まってからのですね、もちろん、もっと早くできないのかっていうふうにお思いになられる方もいらっしゃるかもしれませんが、冷蔵庫とかですぬいろんな物品が置いてある中で、私ども教育委員会のスタッフが本当に夜になく朝になく、本当にずっと対応してくれたおかげですね、比較的早急に再開ができたというふうに思っております。これまでの契約につきましては、ある一定の、入札という制度のもとにやらせていただいていますので、それ自体は問題なかったというふうに認識しておりますけれども。今後知事部局と一緒にですね、改善点があるかどうかということは今、お互い協議をしているところでございます。

読売新聞： 現時点で決まっていることで何か具体的に、こういうことを変えるですとか、新しくルールを設けるみたいなものはあるのでしょうか。

教育長： 今、話し合いの最中ですね。